

事業者必見!

設備投資に係る 税の優遇制度

令和元年度
申請期日

産業高度化・事業革新促進地域制度(産業イノベーション制度)

- 令和元年 12月13日(金) 17:15分必着(令和2年1月末までに認定が必要な場合)
- 令和2年 3月13日(金) 17:15分必着(令和元年度実施計画の申請最終受付)

その設備投資、税の優遇が受けられるかもしれません!

沖縄振興特別措置法で規定されている「沖縄の特区・地域等税制」は、設備投資を行った際に受けられる国内で最も優遇された税の制度であり、活用件数も年々増えております。

当制度の相談窓口「沖縄特区・地域税制活用ワンストップ相談窓口」では、来社・電話・メールによる相談対応や、申請書作成支援を行っており、毎週金曜日の午後は当制度に詳しい税理士を配置しております。

5年以内に設備投資を行った、あるいはこれから設備投資を行う事業者の皆様、どうぞお気軽にお問い合わせください!

税の優遇措置の一例

所得控除 最大 40%
(法人設立から10年間)

投資税額控除
建物等 8%、機械等 15%

事業税・不動産取得税・
固定資産税の免除

Q 中古資産を取得した場合でも対象となるのでしょうか?

A 対象となる場合があります。ただし、国税に係る税の優遇措置の利用は、特別償却のみとなります。

Q 機械装置や器具備品をリースしようと考えています。リースの場合でも対象となるのでしょうか?

A リースの場合でも、制度を利用できる場合があります。

Q 対象地域は、本店又は主たる事務所の所在地のことでしょうか?

A 対象地域というのは、設備投資を行う地域のことです。

Q 対象となる事業は、自社の主たる事業のことでしょうか?

A 対象事業というのは、貴社が実施する事業のうち、指定の地域内で実際に設備投資を行う事業のことです。

Q 補助金を活用した場合でも、制度を利用できますか?

A はい、利用できます。

Q 赤字の事業者でも、活用できますか?

A 赤字の事業者でも優遇措置を受けることができます。(固定資産税等の免除など)

問い合わせ先

(公財)沖縄県産業振興公社 『沖縄特区・地域税制活用ワンストップ相談窓口』

TEL : 098-894-6377 担当 / 照屋・上原明子・安里・上原千加子・島尻

ウェブサイト ▶ <https://www.zei-tokku.okinawa/> Eメール : okitoku@okinawa-ric.or.jp